

告 示

埼玉県告示第五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第一百三条第三項の規定により桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年九月十七日

埼玉県知事 大野 元裕